

平成23年6月

滋賀県議会定例会議案

目 次

	頁
議第98号 平成23年度滋賀県一般会計補正予算(第3号) .....	1
議第99号 滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改 正する条例案 .....	5
議第100号 滋賀県職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案 .....	6
議第101号 滋賀県高等学校授業料減免事業等支援臨時特例基金条例の一部を改正 する条例案 .....	9
議第102号 滋賀県税の課税免除および不均一課税に関する条例の一部を改正する 条例案 .....	10
議第103号 滋賀県児童福祉法第62条の3の規定に基づく過料に関する条例等の一 部を改正する条例案 .....	11
議第104号 滋賀県旅館業法施行条例の一部を改正する条例案 .....	13
議第105号 財産の取得につき議決を求めることについて .....	15
議第106号 損害賠償請求事件の和解および損害賠償の額を定めることにつき議決 を求めることについて .....	16

# 一般会計補正予算

## 議第98号

## 平成23年度滋賀県一般会計補正予算（第3号）

平成23年度滋賀県の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,048,129千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 502,656,488千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分および当該区分ごとの金額ならびに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

上記の議案を提出する。

平成23年6月24日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入				
款	項	補正前の額	補正額	計
10 国庫支出金		千円 49,203,691	千円 26,853	千円 49,230,544
	2 国庫補助金	18,195,842	26,853	18,222,695
11 財産収入		1,813,478	66	1,813,544
	1 財産運用収入	598,867	66	598,933
13 繰入金		38,003,709	91,210	38,094,919
	2 基金繰入金	36,086,360	91,210	36,177,570
15 諸収入		41,185,387	930,000	42,115,387
	3 貸付金元利収入	33,060,942	930,000	33,990,942
歳入合計		501,608,359	1,048,129	502,656,488
歳 出				
款	項	補正前の額	補正額	計
3 総務費		千円 22,304,606	千円 27,555	千円 22,332,161
	1 総務管理費	13,682,573	27,555	13,710,128
7 商工観光労働費		33,949,354	934,463	34,883,817
	2 中小企業費	23,372,054	930,000	24,302,054
	3 観光費	487,691	4,463	492,154
8 農政水産業費		14,853,670	27,084	14,880,754
	2 畜産業費	1,441,183	700	1,441,883
	3 農地費	6,946,920	26,384	6,973,304

款	項	補正前の額	補正額	計
9 土木交通費		千円 45,924,545	千円 29,720	千円 45,954,265
	1 土木交通管理費	6,528,706	14,952	6,543,658
	8 建築費	1,151,069	14,768	1,165,837
11 教育費		128,966,750	29,307	128,996,057
	1 教育総務費	16,568,354	17,777	16,586,131
	4 高等学校費	27,065,021	3,024	27,068,045
	5 特別支援学校費	11,678,560	910	11,679,470
	8 保健体育費	971,044	7,596	978,640
歳出合計		501,608,359	1,048,129	502,656,488

議第98号 平成23年度滋賀県一般会計補正予算(第3号)

案 例 条

## 議第99号

滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案  
上記の議案を提出する。

平成23年6月24日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例  
滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成18年滋賀県条例第71号）の一  
部を次のように改正する。

別表(17)の項イ中「よる」の右に「出頭の要求および」を加え、同項中カをキとし、オをカと  
し、エをオとし、同項ウ中「第50条第3項」を「第50条第5項」に改め、同項中ウをエとし、イ  
の次に次のように加える。

ウ 森林法第50条第3項（同法第66条において準用する場合を  
含む。）の規定による通知および公示

付 則

この条例は、公布の日から施行する。



## 議第100号

## 滋賀県職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成23年6月24日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

## 滋賀県職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県職員の育児休業等に関する条例（平成4年滋賀県条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の2号を加える。

- (3) 滋賀県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年滋賀県条例第8号）第4条第3項の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員
- (4) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員

ア 次のいずれにも該当する非常勤職員

(㉠) 任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員

(㉡) その養育する子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）を超えて特定職に引き続き在職することが見込まれる非常勤職員（当該子の1歳到達日から1年を経過する日までの間に、その任期が満了し、かつ、当該任期が更新されないことおよび特定職に引き続き採用されないことが明らかである非常勤職員を除く。）

(㉢) 勤務日の日数を考慮して人事委員会規則で定める非常勤職員

イ 次条第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員（その養育する子の1歳到達日（当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている非常勤職員に限る。）

ウ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、または当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日または当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第2条の2を第2条の3とし、第2条の次に次の1条を加える。

（育児休業法第2条第1項の条例で定める日）

第2条の2 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、

当該各号に定める日とする。

- (1) 次号および第3号に掲げる場合以外の場合 非常勤職員の養育する子の1歳到達日
- (2) 非常勤職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業（以下この条において「地方等育児休業」という。）をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合（当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合または当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。） 当該子が1歳2か月に達する日（当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数（当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。）から育児休業等取得日数（当該子の出生の日以後当該非常勤職員が労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条第1項および第2項の規定により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。）を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日）
- (3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業または当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合もしくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日）の翌日（当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、または当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日または当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該子が1歳6か月に達する日
- ア 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合または当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日（当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において地方等育児休業をしている場合
- イ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として人事委員会規則で定める場合に該当する場合

第3条に次の2号を加える。

- (6) 第2条の2第3号に掲げる場合に該当すること。
- (7) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育

育児休業に係る子について、当該任期が更新され、または当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日または当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする事。

第22条中「育児短時間勤務職員等」を「次に掲げる職員」に改め、同条に次の2号を加える。

- (1) 育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員
- (2) 次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）

ア 特定職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員

イ 勤務日の日数および勤務日ごとの勤務時間を考慮して人事委員会規則で定める非常勤職員

第23条第1項中「正規の勤務時間」を「勤務時間条例第8条第1項、学校職員勤務時間条例第9条第1項または警察職員勤務時間条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。）にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）」に改め、同条に次の1項を加える。

- 3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内（当該非常勤職員が労働基準法第67条の規定による育児時間を承認されている場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間を承認されている時間を減じた時間を超えない範囲内）で行うものとする。

#### 付 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 議第101号

滋賀県高等学校授業料減免事業等支援臨時特例基金条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成23年6月24日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

---

滋賀県高等学校授業料減免事業等支援臨時特例基金条例の一部を改正する条例

滋賀県高等学校授業料減免事業等支援臨時特例基金条例（平成21年滋賀県条例第67号）の一部を次のように改正する。

第1条中「を踏まえ、」を「により」に、「貸与」を「貸与ならびに東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震およびこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）により被害を受け、修学等が困難となった生徒等に対する支援」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 議第102号

滋賀県税の課税免除および不均一課税に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成23年6月24日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

---

滋賀県税の課税免除および不均一課税に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県税の課税免除および不均一課税に関する条例（昭和41年滋賀県条例第14号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「平成23年3月31日」を「平成25年3月31日」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第3条第1項の規定は、平成23年4月1日から適用する。

## 議第103号

滋賀県児童福祉法第62条の3の規定に基づく過料に関する条例等の一部を改正する条例案  
上記の議案を提出する。

平成23年6月24日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県児童福祉法第62条の3の規定に基づく過料に関する条例等の一部を改正する条例  
(滋賀県児童福祉法第62条の3の規定に基づく過料に関する条例の一部改正)

第1条 滋賀県児童福祉法第62条の3の規定に基づく過料に関する条例(平成18年滋賀県条例第6号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

滋賀県児童福祉法第62条の4の規定に基づく過料に関する条例

第2条 滋賀県児童福祉法第62条の4の規定に基づく過料に関する条例の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

滋賀県児童福祉法第62条の6の規定に基づく過料に関する条例

第1号中「施設受給者証」を「入所受給者証」に改め、第2号中「第57条の3第1項」を「第57条の3第2項」に改める。

(滋賀県児童福祉施設の設置および管理に関する条例の一部改正)

第3条 滋賀県児童福祉施設の設置および管理に関する条例(昭和39年滋賀県条例第37号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項第1号中「第5条第8項」を「第5条第9項」に改める。

第4条 滋賀県児童福祉施設の設置および管理に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第2項第1号中「第5条第9項」を「第5条第8項」に改める。

(滋賀県立むれやま荘の設置および管理に関する条例の一部改正)

第5条 滋賀県立むれやま荘の設置および管理に関する条例(昭和59年滋賀県条例第9号)の一部を次のように改正する。

第2条中「第5条第12項」を「第5条第13項」に改め、同条第1号中「第5条第8項」を「第5条第9項」に改める。

第6条 滋賀県立むれやま荘の設置および管理に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条中「第5条第13項」を「第5条第12項」に改め、同条第1号中「第5条第9項」を「第5条第8項」に改める。

## 付 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第1条、第3条および第5条の規定は、同日までの間において規則で定める日から施行する。

## 議第104号

滋賀県旅館業法施行条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成23年6月24日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

---

滋賀県旅館業法施行条例の一部を改正する条例

滋賀県旅館業法施行条例（平成16年滋賀県条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表第2第5項第1号コを次のように改める。

- コ 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法（平成14年法律第165号）第14条第1項第7号に規定する施設（同号に規定する宿泊施設を除く。）

付 則

この条例は、平成23年10月1日から施行する。



# そ の 他 の 議 案

## 議第105号

財産の取得につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成23年6月24日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

財産の取得につき議決を求めることについて

次のように財産を取得することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号および滋賀県議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例（昭和39年滋賀県条例第11号）第3条の規定に基づき、議決を求める。

財産の種類、数量および取得予定価格

- |             |                           |
|-------------|---------------------------|
| 1 財産の種類     | 消耗品                       |
| 2 取得物品および数量 | 抗インフルエンザウイルス薬 719,000カプセル |
| 3 取得予定価格    | 127,586,550 円             |
| 4 取得の目的     | 備蓄用抗インフルエンザウイルス薬          |

(参 考)

取得の相手方 東京都北区浮間五丁目5番1号  
中外製薬株式会社  
営業本部長 戸 早 正 昭

## 議第106号

損害賠償請求事件の和解および損害賠償の額を定めることにつき議決を求めることについて  
上記の議案を提出する。

平成23年6月24日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

損害賠償請求事件の和解および損害賠償の額を定めることにつき議決を求めることについて

下記の者が滋賀県を相手方として、訴訟を提起した損害賠償請求事件（大津地方裁判所平成17年（ワ）第682号）について、民事訴訟法（平成8年法律第109号）第89条の規定に基づき、次のとおり和解を行い、損害賠償の額を定めることにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号および第13号の規定に基づき、議決を求める。

1 原告の住所、氏名

2 和解の要旨

- (1) 滋賀県は原告に対し、本件解決金として18,296,000円の支払義務のあることを認め、平成23年9月30日限り、原告訴訟代理人名義の預金口座に振り込む方法で支払う。
- (2) 鑑定費用の1,000,000円は、原告と滋賀県が折半して負担することとし、滋賀県は原告に対し、その半額の500,000円の支払義務のあることを認め、これを平成23年9月30日限り、原告訴訟代理人名義の預金口座に振り込む方法で支払う。
- (3) 原告は、その余の請求を放棄する。
- (4) 原告と滋賀県は、本件に関し本和解条項で定めるほかには何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- (5) 訴訟費用は、各自の負担とする。

(参 考)

滋賀県蒲生郡日野町大字山本地先において、平成11年度第3号県営かんがい排水事業日野川地区大宝池整備工事の施工のために、長期間、ため池を落水したことにより、ため池に近接する家屋が不同沈下し、外壁や内壁に亀裂が発生する等の被害が発生したことについて、平成17年11月28日渡辺弘美氏から、滋賀県を被告とする損害賠償請求訴訟が提起された。

その後、訴訟継続中のところ、平成22年4月28日大津地方裁判所から、和解の勧誘があり、このたび原告と滋賀県が合意に達したので和解しようとするものである。